

第5 経理の状況

1. 当公庫の財務諸表は、公庫法、予決法、関連政省令及び告示に基づき、「特殊法人等会計処理基準」に準拠して作成しています。同基準は、特殊法人等の財政状態及び経営成績を明らかにするため、特殊法人等の会計処理及び財務諸表等の作成に関する基本的事項を定めたものであり、当公庫では同基準に定められた事項については当該基準に準拠して、また、同基準に定められていない事項については一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、会計処理を行っています。なお、別途、「公庫の国庫納付金に関する政令」(昭和26年政令第162号)、「未収貸付金利息の額の算出方法について」(昭和42年蔵銀第1310号)及び「公庫の国庫納付金に関する政令第1条第4項の規定に基づく固定資産減価償却費の算出方法を定める件」(平成10年大蔵省告示第339号)において会計処理方法が定められているものについては、これに基づき会計処理を行っています。

当公庫には従来特別勘定として本土産米穀資金特別勘定があり、当該勘定は琉球政府の本土産米穀資金特別会計の権利義務を当公庫が承継したものであります。この承継した特別会計は、沖縄が本土に復帰するまでの間における日本政府の沖縄に対する経済援助の一環として、本土の食糧管理特別会計から琉球政府に売り渡された米穀を琉球政府が沖縄の米穀販売業者に売り渡しその代金(20年償還、無利子)を琉球政府が回収した上で積み立て、その積立金を財源として沖縄の農林漁業者に対して貸付を行うこととする積立金運用のために創設されたものです。当公庫は引き継いだ当該勘定を財源として、沖縄で農業又は漁業を営む者等に対して貸付を行ってまいりました。

一方、当公庫は、公庫法第19条第1項1号の2において出資機能を有しており、公共性の高い事業を想定し、第三セクター等に対する出資を行ってきましたが、平成14年度から新たに新事業創出促進出資制度が創設され、産業振興の観点からベンチャー企業等に対する出資が行われることとなりました。

ベンチャー企業等への出資事業は、積極的な目的に沿ったリスクを有するものであり、当公庫の恒常的な本来業務として規定するのは適切でないことから、沖縄振興特別措置法により時限的に規定することにより、リスク軽減を図り、更に当公庫本体の一般勘定への影響を遮断するため、特別勘定により区分経理を行い、財務の健全性を維持することとなりました。

特別勘定については、従来から本土産米穀資金特別勘定が存在すること、利益金を更に出資原資とするための積立金規定があることにより、新たに設置することなく平成14年度から本土産米穀資金特別勘定を改称し米穀資金・新事業創出促進特別勘定として一体的に運用を行っていくこととなりました。

なお、米穀資金・新事業創出促進特別勘定は、公庫法施行令附則第4条第1項により、一般勘定と区分して、特別勘定を設けてこれを整理しなければならない旨が定められています。

2. 当公庫の財務諸表は、予決法第18条の規定に基づき、当公庫の監事が監査を行い、財務大臣の承認を受けています。本説明書においては、監事の意見書の写しを各年度の財務諸表の直前に掲げています。なお、当該財務諸表は、金融商品取引法第193条の2の適用を受けないため、同条に規定される公認会計士又は監査法人による監査証明は受けていません。

3. 当公庫は、連結財務諸表は作成していません。